

令和8年度 県広報誌「滋賀プラスワン」広告募集要項

1. 概要

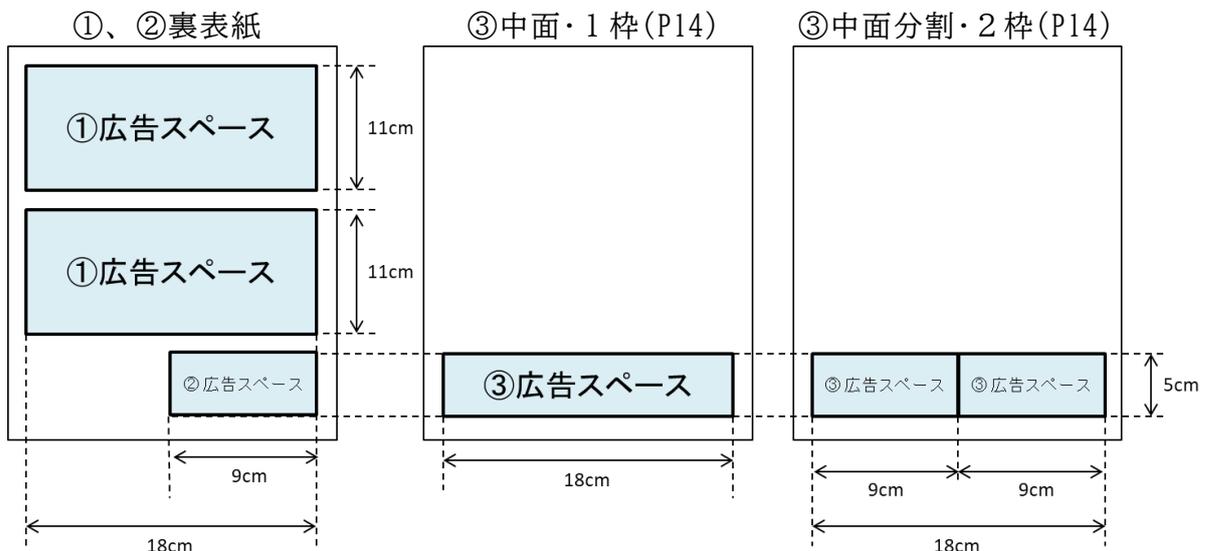
この要項は、滋賀県知事公室広報課が発行する県広報誌「滋賀プラスワン」に掲載する団体・企業等の広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2. 広告媒体の概要

- (1) 名称：令和8年度県広報誌「滋賀プラスワン」
- (2) 発行：春号（4月1日）夏号（7月1日）秋号（10月1日）冬号（1月1日）
配布方法は、新聞折込（朝日・毎日・読売・産経・中日・京都の6紙）のほか、県内の郵便局、図書館、銀行、平和堂、イオン、コンビニ、理美容室、JR琵琶湖線、近江鉄道主要駅等にも配置
- (3) 規格：A4判冊子タイプ、フルカラー
- (4) 页数：16ページ
- (5) 部数：311,000部/回
- (6) 特徴：67.8%の県民が「『滋賀プラスワン』を知っている」と回答
(令和7年度県政世論調査)

3. 広告の規格

- (1) 広告の掲載位置：
 - ① 広報誌裏表紙 縦 11.0 cm × 横 18.0 cm の範囲
 - ② 広報誌裏表紙 縦 5.0 cm × 横 9.0 cm の範囲
 - ③ 広報誌中面(P14) 縦 5.0 cm × 横 18.0 cm の範囲
- (2) 広告枠数：
 - ① 2枠（分割不可）
 - ② 1枠（分割不可）
 - ③ 1枠（分割可。分割の場合は1枠・縦 5.0 cm × 横 9.0 cm）
- (3) 広告スペース：



4. 広告掲載料（税込み）

- ① 1枠の価格を500,000円（税込み）とします。
- ② 1枠の価格を120,000円（税込み）とします。
- ③ 1枠の価格を100,000円（税込み）とし、分割の場合は分割した1枠の価格を50,000円（税込み）とします。

5. 広告および広告主の要件

掲載できる広告および広告主については、「滋賀県広報誌広告掲載事業実施要綱」および「滋賀県広報誌広告掲載基準」を参照してください。

6. 広告募集期間等

発行号ごとに定める広告募集期間および原稿入稿期限は下表のとおりです。

広報誌 発行号	広告募集期間 (最終日の午後5時必着)	原稿(版下データ) 入稿期限
春号	2月3日(火)～3月3日(火)	3月4日(水)
夏号	2月3日(火)～5月20日(水)	5月21日(木)
秋号	2月3日(火)～8月7日(金)	8月10日(月)
冬号	2月3日(火)～11月9日(月)	11月10日(火)

※ 募集期間内に、お申込みがあった順に掲載の可否を決定します。

7. 申込方法等

広告の掲載を希望される方は、「県広報誌『滋賀プラスワン』広告掲載申込書」(様式1)および誓約書(様式2)、広告原稿の案を県広報課へ郵送またはメールで提出してください。

※いずれも押印を省略することができますが、押印を省略した場合、本人確認のため、申込書記載の番号に電話確認を行います。電話番号については、対外に公表している電話番号を記載してください。

8. 広告掲載の可否の決定

- (1) 申込みのあった団体・企業および広告内容の適格性について、「滋賀県広報誌広告掲載事業実施要綱」および「滋賀県広報誌広告掲載基準」に基づき審査します。
- (2) 県広報誌「滋賀プラスワン」広告募集要項で定める広告募集期間内において、先着日に申し込んだ者で広告内容等が適当であると認められる者を広告主として決定します。

なお、同日に掲載枠を超えて申込みが到着した場合、県内に主たる事業所・営業所・店舗等を有する者を優先することとし、それでも掲載枠を超える場合は抽選を行います。

9. 申込者への通知

広告掲載の可否は、申込者全員に通知します。

10. 広告原稿の入稿

広告原稿は、あらかじめ県広報課と協議のうえ、「6. 広告募集期間等」に示す期日までに完全版下データを県広報課へ納品してください。

11. 広告掲載料の請求等

広告掲載後、県広報課は速やかにその実績を広告主へ報告します。広告主は、県広報課が定める期限までに広告掲載料をお支払いください。

12. 申込み・問合せ先

滋賀県知事公室広報課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3043

E-mail koho@pref.shiga.lg.jp